

広島県告示第百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成三十年三月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

三次市甲奴町太郎丸字垣迫三三七、三三八、三四〇、三四八、字山田一〇〇九八、一〇〇九九、字立坂道狭一〇一〇七の四、字ジカン田山続一〇一〇九の一、一〇一〇九の二、一〇一〇一〇、一〇一〇一二、一〇一〇一四の三、一〇一〇一六、一〇一〇一八、字高山尻リ一〇一二六

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）